

## 通信端末機器及び無線機器に関する分野別附属書

### 第A部

#### 対象範囲

1 この分野別附属書は、第B部第一節に特定する各締約者の関係法令及び運用規則に定める通信端末機器及び無線機器であつて、当該締約者において適合性評価機関が実施する適合性評価手続の対象となるすべてのものに関する適合性評価手続に適用する。

2 第B部にいう「改正」には、次のことを含むことが了解される。

(a) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令及び運用規則の全部又は一部を変更すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(b) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令又は運用規則を廃止し、当該関係法令又は運用規則に代わる新たな法令又は運用規則を制定すること。この場合において、題名が変更されたかどうかを問わない。

(c) 一方の締約者が第B部に規定する自己の関係法令及び運用規則の全部又は関連部分を他の法令又は運用規則に組み入れること。

第B部

第一節 通信端末機器及び無線機器を定める関係法令及び運用規則

<p>欧州共同体</p>	<p>日本国</p>
<p>一 無線機器及び通信端末機器並びにこれらの適合性の相互承認に関する千九百九十九年三月九日付の欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・E C及びその改正</p>	<p>一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及びその改正          二 端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則（平成十一年郵政省令第十四号）及びその改正          三 電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）及びその改正</p>

第二節 技術上の要件及び適合性評価手続を定める関係法令及び運用規則

	<p>四 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）及びその改正</p>
<p>欧州共同体</p>	<p>日本国</p>
<p>一 無線機器及び通信端末機器並びにこれらの適合性の相互承認に関する千九百九十九年三月九日付けの欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・E C及びその改正</p> <p>二 電気安全性に関し、この分野別附属書の対象となる機器に適用される限りにおいて、所定電圧の範囲内で使用するよう設計された電気機器に関する構成国の法律の調和に関する千九百七十三年二月十九日付けの閣僚理</p>	<p>一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及びその改正</p> <p>二 端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）及びその改正</p> <p>三 端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則（平成十一年郵政省令第十四号）及びその改正</p>

第三節 指定当局

<p>事会指令七三・二三・EEC及びその改正</p> <p>三 電磁両立性に関し、この分野別附属書の対象となる機器に適用される限りにおいて、電磁両立性に関する構成国の法律の近似化に関する千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三三六・EEC及びその改正</p>	<p>四 電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令（平成十一年郵政省令第十五号）及びその改正</p> <p>五 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）及びその改正</p> <p>六 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）及びその改正</p> <p>七 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）及びその改正</p> <p>八 認定点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）及びその改正</p>
--	---

<p>欧州共同体</p>	<p>欧州共同体の指定当局は、欧州共同体の構成国の次の当局又はこれを承継する当局とする。</p> <p>ベルギー ベルギー郵政院 電磁両立性に関し、 経済省</p> <p>デンマーク 電気通信庁</p> <p>ドイツ 連邦経済技術省</p> <p>ギリシャ 運輸通信省</p>
<p>日本国</p>	<p>日本国の指定当局は、次の当局又はこれを承継する当局とする。</p> <p>無線機器及び通信端末機器並びにこれらの適合性の相互承認に関する千九百九十九年三月九日付けの欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・EC及びその改正に関し、 総務省</p> <p>電磁両立性に関する構成国の法律の近似化に関する千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三三六・EEC及びその改正並びに所定電圧の範囲内で使用しよう設計された電気機器に関する構成国の法律の調和に関する千九百七十三年二月十九日付けの閣僚理事会指令七三・二三・EEC及びその改正に関し、</p>

---

スペイン

科学技術省基幹施設・技術基準部

フランス

経済財政産業省産業・情報技術・郵政総局（D I  
GITIP）

アイルランド

公営企業省

イタリア

産業商業手工業省

ルクセンブルグ

郵政公社

オランダ

運輸公共事業省

---

総務省

経済産業省

オーストリア

連邦交通技術革新科学技術省

ポルトガル

ポルトガル通信院

フィンランド

運輸通信省

スウェーデン

スウェーデン政府の権限の下に、

認定適合性評価庁（SWEDAC）

連合王国

貿易産業省

第四節 指定基準を定める関係法令及び運用規則

<p>欧州共同体の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において日本国が適用する基準</p>	<p>一 無線機器及び通信端末機器並びにこれらの適合性の相互承認に関する千九百九十九年三月九日付けの欧州議会・閣僚理事会指令一九九九・五・E C及びその改正</p> <p>二 所定電圧の範囲内で使用するよう設計された電気機器に関する構成国の法律の調和に関する千九百七十三年二月十九日付けの閣僚理事会指令七三・二三・E E C及びその改正</p> <p>三 電磁両立性に関する構成国の法律の近似化に関する千九百八十九年五月三日付けの閣僚理事会指令八九・三三六・E E C及びその改正</p> <p>四 技術的調和に関する指令において使用される適</p>
<p>日本国の要件に即して適合性評価を実施する適合性評価機関の指定において欧州共同体が適用する基準</p>	<p>一 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及びその改正</p> <p>二 端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則（平成十一年郵政省令第十四号）及びその改正</p> <p>三 電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令（平成十一年郵政省令第十五号）及びその改正</p> <p>四 電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）及びその改正</p> <p>五 特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則</p>

合性評価手続の各段階のモジュール並びにC E適合表示の添付及び使用の規則に関する千九百九十三年七月二十二日付けの閣僚理事会決定九三・四六五・E E C及びその改正が考慮されるものである。

（昭和五十六年郵政省令第三十七号）及びその改正

六 認定点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）及びその改正